岩手県告示第574号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年8月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所在		所在地		変更年月日
	地	名 称	変更前	変更後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田	ニチイケアセンター花	花巻市御田屋町	花巻市四日町三	平成26年5月12日
	駿河台二丁目 9 番地	巻	1番49号	丁目21番40号	

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所在		所在地		変更年月日
	地	名称	変更前	変更後	
株式会社かがやきラ	宮古市山口五丁目8	訪問看護ステーション	宮古市磯鶏西6	宮古市磯鶏西6	平成25年4月1日
イフ	番2号	かがやきナースケア	番4号	番14号	平成25年4月1日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			
名 称	主たる事務所の所在		所在地		変更年月日
	地	名称	変更前	変更後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田	ニチイケアセンター花	花巻市御田屋町	花巻市四日町三	平成26年5月12日
	駿河台二丁目 9 番地	巻	1番49号	丁目21番40号	

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			
名 称	主たる事務所の所在	名称	所在地		変更年月日
	地		変更前	変更後	
株式会社かがやきラ	宮古市山口五丁目8	訪問看護ステーション	宮古市磯鶏西6	宮古市磯鶏西6	平成25年4月1日
イフ	番2号	かがやきナースケア	番4号	番14号	十成25年4月1日